

## 親族の同意書について

東京家庭裁判所本庁・立川支部

後見開始（保佐開始，補助開始）事件においては，申立ての内容や，後見人（保佐人，補助人）として誰が適当かということについて，ご本人の親族の意見を参考にしながら，家庭裁判所が後見人（保佐人，補助人）を選任しています。

そこで，親族の方に異論がなく，後見等開始の手續に賛成されている場合は，申立時にその親族の同意書を準備していただきますと，その後の家庭裁判所の手續が比較的速やかに進行します。

同意書を準備していただく親族の範囲は，例えば，ご本人に配偶者とお子さんがいる場合は配偶者とお子さん，また，お子さんがなく，配偶者ときょうだいがいる場合は，配偶者ときょうだいです（ご本人が亡くなられた場合に，相続人となる方です。）。

ただし，親族でも高齢のため同意書の提出が難しいときや，これまでのいきさつから同意を得ることが難しいなど，同意書を提出することが困難な場合には，申立時に提出する必要はありません（家庭裁判所から必要に応じ，親族の方に意見を伺います。）。